

地方税はインターネットでラクラク申告！



電子申告をご利用ください！

こんなメリットがあります

- 自宅やオフィス等のパソコンからインターネットで申告できます
- 複数の地方公共団体へまとめて申告できます
- eLTAX対応の市販の税務・会計ソフトのデータを利用して申告できます
- eLTAX用ソフトPCdesk(DL版)が無料でダウンロードできます



主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

都税について以下の手続きが利用できます

法人事業税・都民税 特別法人事業税/地方法人特別税	事業所税 (23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告 予定申告 中間申告 確定申告 均等割申告 修正申告 清算確定申告 等	電子申告 納付申告 修正申告 免税点以下申告 事業所用家屋貸付等申告	電子申告 償却資産申告
電子申請・届出 法人設立・設置届出 異動届出 延長申請・届出 減免申請 連結承認届出 更正の請求 等	電子申請・届出 事業所等新設・廃止 減免申請 みなし共同事業に関する明細 等	都民税利子割・配当割・ 株式等譲渡所得割 令和3年9月21日開始
電子納税 本税 延滞金 加算金 見込納付	電子納税 本税 延滞金 加算金	電子申告・納税 当初申告 追加申告 本税 延滞金 加算金

大法人の電子申告が義務化されました

平成30年度税制改正により、**大法人**（事業年度開始の時ににおいて資本金が1億円超の法人等）が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・都民税・特別法人事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されました。

制度の概要等については、東京都主税局ホームページをご覧ください。



電子納税がさらに便利になりました

- **ダイレクト納付が可能**
事前に登録した金融機関口座から指定した税額を引き落とすことができるようになりました。
- **全国の自治体に電子納付可能**
 - 一度の操作で複数の自治体に一括納付できるようになりました。
 - 東京都の公金収納取扱金融機関等以外からも納付できるようになりました。



ここからスタート

電子申請・届出 の 手続

電子申告 の 手続

利用届出 の 手続

eLTAXホームページのPCdesk(WEB版)で
利用者IDを取得し、手続を開始します ※3

eLTAXホームページの
PCdesk(WEB版)から
利用届出手続を開始します

提出書類、提出先を
選択します

PCdesk(DL版)または
eLTAX対応会計ソフトを
入手します

PCdesk(DL版)はeLTAXホームページ
から無料でダウンロードできます

利用者情報・提出先・
手続情報を入力します

利用者情報を入力します

電子署名添付の
有無を選択します ※1

申請・届出、申告データを作成します

利用届出を送信します

電子署名を添付します ※4

電子署名を添付します ※5

利用者ID等が付与されます ※2

申請・届出、申告データを送信します

電子納税 の 手続

納付情報発行依頼をします ※6

納付情報を受け取り、
内容を確認します

電子納税完了

○ダイレクト納付が可能！
○全国自治体に納付可能！
○金融機関窓口等への
お出かけ不要！

- ※1 税理士に申告書等の作成・送信を依頼している納税者は、電子証明書の添付を省略できます(関与税理士の電子証明書を添付しないようご注意ください。)
- ※2 利用者IDは利用届出を提出後、直ちに利用できます。
- ※3 電子申請・届出のみのご利用の場合、利用者IDを取得しなくても利用できます。
- ※4 税理士に電子申請・届出の作成・送信を依頼している納税者は、納税者の利用者IDがあれば納税者の電子証明書は不要です。
- ※5 税理士に申告書の作成・送信を依頼している納税者は、納税者の電子証明書は不要です。
- ※6 見込納付を行う場合には、納付用の基本情報を入力した後、発行依頼を行います。



エルタックス
eLTAX のご利用時間 **8:30~24:00**
(土日祝、年末年始を除く)

問い合わせ先

利用の手続についてはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)
をご覧ください、不明な点は以下の問い合わせ先までご連絡ください。

■ eLTAXホームページの「よくあるご質問」
(<https://eltax.custhelp.com/>)

(申告、申請・届出、利用届出の内容について)
所管都税事務所の各税目担当班
(納税について)
所管都税事務所の徴収管理班



国税の申告はイータックスで！

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>